

(第1面)

鳥取県西部総合事務所 受付 -6.5.13 環境建築局 特別管理産業廃棄物処理計画書 令和6年4月1日	
鳥取県知事 様	
提出者 住 所 米子市両三柳1880番地 氏 名 社会医療法人 同愛会 理事長 石部 裕一 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0859-29-1100	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	社会医療法人同愛会 博愛病院
事業場の所在地	米子市両三柳1880番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	199床
③ 従業員数	436人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物 病院内：排出現場 ⇒ 院内保管場所 委託処理：収集運搬 ⇒ 中間処理 ⇒ 最終処分 (焼却) (埋立)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙1			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	130.75 t	t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物容器の検討。 抗癌剤使用後の点滴ルートの廃棄方法の検討。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	103.5 t	t
	(今後実施する予定の取組) 容器や材料、廃棄方法の検討し、排出量の抑制には努めるが、安全に処理が行なえる事を最重要視する必要がある。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物で、鋭利な物(20L・50Lペール缶)と鋭利でない物(45L段ボール)に分別し、保管方法、処理方法等の周知徹底を図っている。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物の取扱いについて、法令遵守の上、研修会等を実施するなど、安全な分別・処理を周知徹底する。		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	130.75 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	マニフェストの管理、中間処分場および最終処分場の現地確認。 職員全体向けの研修会実施		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	103.5 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 新型コロナウイルスが5類になったことにより、感染性廃棄物も前々年度に比べ減少となった。、今後も分別等を徹底し、可能な限り排出を抑制するように努める。 また、安全な取扱いについての研修会等を開催する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	130.75 t	
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等) 自社ならびに契約中の処理業者もすべて電子マニフェスト導入済		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

感染性廃棄物処理計画書

令和6年4月1日

社会医療法人 同愛会

博 愛 病 院

1. 法人の概要

- (1) 法人名
社会医療法人同愛会
- (2) 従業員数
519人

2. 当該事業所において現に行なっている事業の概要

- (1) 事業所
社会医療法人同愛会博愛病院
- (2) 従業員数
436人
- (3) 医業収入
4,639百万円／年
- (4) ベッド数他
許可病床数: 199 床
平均外来患者数: 278名(平成30年度)
平均入院患者数: 180名(平成30年度)
- (5) 平面図
図1参照
- (6) 事業展望

当院は、鳥取県西部に位置する急性期病院です。当院の歴史は古く、大正10年に設立され、鳥取県西部の中核病院として急性期医療を担ってきました。平成15年に、病院増改築を施行し現在に至っています。診療科としては、内科、外科、整形外科、産婦人科、小児科、泌尿器科、眼科、皮膚科を有し、現在も地域医療に貢献しています。関連施設として、介護老人保健施設“やわらぎ”、博愛こども発達在宅支援クリニック、ふくよね博愛クリニック、グループホーム博愛があり、後方支援体制をもった急性期病院として地域に密着した医療を提供しています。

- (7) 廃棄物処理フロー図
図2参照
- (8) 連絡先
担当者: 社会医療法人同愛会博愛病院
用度施設管理課
電話番号: 0859-29-1110(直通)

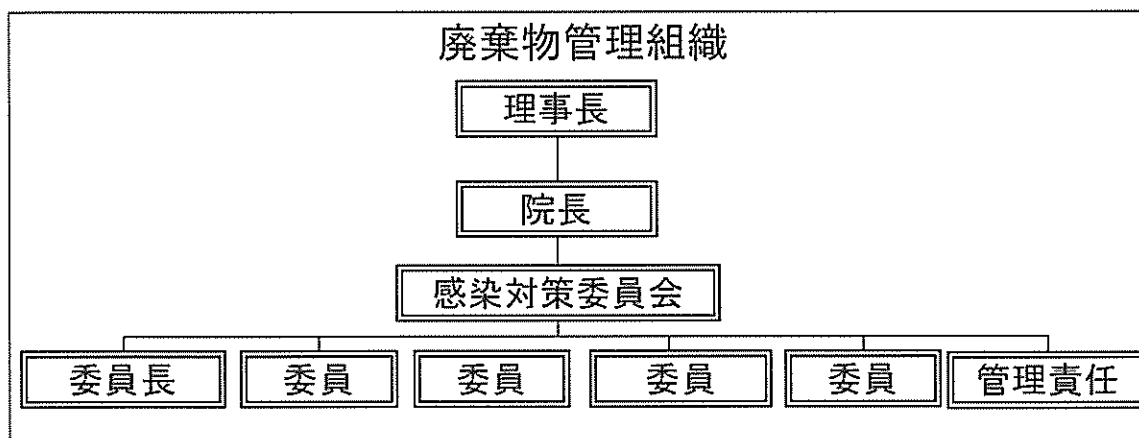
3. 計画期間

令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで

4. 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者および管理組織図

統括責任者		博愛病院 理事長 石部 裕一
廃棄物担当		用度施設管理課 組織人数:4名
役割	感染対策委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 委員長:内科部長 委員:各部署担当者 事務局:用度施設管理課
	統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○事業所の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	担当者	○廃棄物処理計画の策定 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○運搬処分業者の調査、選定および管理 ○委託契約の締結 ○マニフェストの交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○職員、委託業者等に対する教育・啓発 ○その他関係する事項



(2) 管理体制の強化

① 管理体制

病院内の各部署より委員を選出し、感染対策委員会を定期開催しているが、その中で、産業廃棄物(特に感染性産業廃棄物)の検討を行っている。

② 管理方法

廃棄物の排出量を安全に削減する方法の検討を行う。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、処理方法、注意事項について検討を行い、マニュアル等の改訂を行なっている。

また、担当者による、定期的に院内巡回を行い、保管方法等のチェックを行なっている。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別等について情報の公開に努める。

5. 特別管理産業廃棄物の処理に関する事項

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 収集運搬から処分に至るまでを適切に管理する。
- ③ 最終処分量の削減について数値目標を定め実施する。また定期的に必要な見直しも行う。
- ④ 廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施する。
発生抑制：無駄な廃棄物を発生させない。
安全処理：職員もしくはその業務に係る人の安全を第一に処理を行なう。
その他：処理内容を確認し、処理業者との適正な委託契約を締結する。

(2) 廃棄物処理の現状

当院から発生する感染性廃棄物は、主に患者様の血液付着物、感染症患者からの排泄物、抗癌剤使用後のルートである。

その内、鋭利な物(針等)が2.3トン、それ以外が54.9トンである。

手術室の職員の安全確保のため、シーツ類のディスポ化がはじまり、そのために感染性廃棄物排出量が増加したことが考えられる。また、コロナ入院患者の受入れに伴い、増加した。

(3) 目標の設定

特別管理産業廃棄物排出量が50トンを超えていることより、委員会活動で積極的に廃棄物の排出量の削減に取り組んでいるが、前年度より増量していることもあり、原因を追究するとともに、前年度より減量させることを目標とする。

(4) 特別管理産業廃棄物処理施設の設置状況等

当院では、産業廃棄物はすべて業務委託しているが、処分行程、最終処分場等の見学を引き続き行い、適正に処分されていることを確認する。

(5) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

廃棄物の処理等に係る研修会・講習会に積極的に参加し、それより得た情報を現場へフィードバックさせる体制を整備していく。

(6) 中長期計画

各種関係研修会への参加

6. 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(1) 具体的取り組み

- ・ 採血後の針を一時廃棄する容器(セフティーボックス)の再検討を行い、排出量を削減する。
- ・ 抗癌剤使用後の点滴ルートの廃棄方法の再検討を行い、排出量を削減する。

7. 特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

当院から排出される特別管理産業廃棄物の大半が感染性廃棄物のため、再生利用は不可能です。

8. 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

「感染性廃棄物分別マニュアル」参照

9. 特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

当院から排出される特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)はすべて業務委託のため、現場から発生する排出量を削減する。

10. 特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

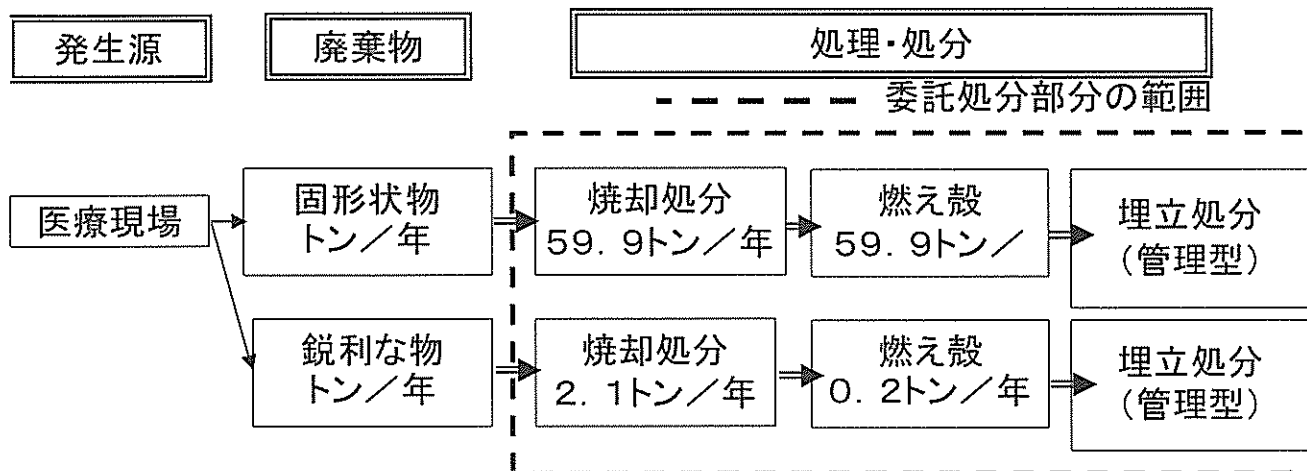
当院から排出される特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)はすべて業務委託のため、現場から発生する排出量を削減する。

1.感染性廃棄物の処理の概要に関する事項

管 理 項 目		処 理 の 概 要	
感染性廃棄物の発生状況	発生場所		廃 棄 物 の 種 類
	手術室	注射器、輸血器具、組織、ガーゼ、点滴セット	
	病 室	注射器、シーツ、ガーゼ、おむつ、点滴セット	
	外 来	注射器、輸血器具、組織、ガーゼ、点滴セット	
	透析室	ダイアライザー及び回路、点滴セット、ガーゼ	
	検査室	試験管(血液入り)	
	X線室	ガーゼ、ディスポ手袋	
分 別		固形状物(血液付着ガーゼ、血液付着注射筒等) 鋭利な物(注射針、メス等)	
梱 包		ペール容器(鋭利な物) ダンボール箱(固形状物)	
表 示		回収容器に記載(バイオハザードマーク 橙、黄)	
	収集、運搬 中間処理		アースサポート(株) 許可番号 03154106283
	最終処分	(財)島根県環境管理センター グリーンパークいずも 許可番号 3230083965	
		(株)京都環境保全公社 許可番号 2630005708	

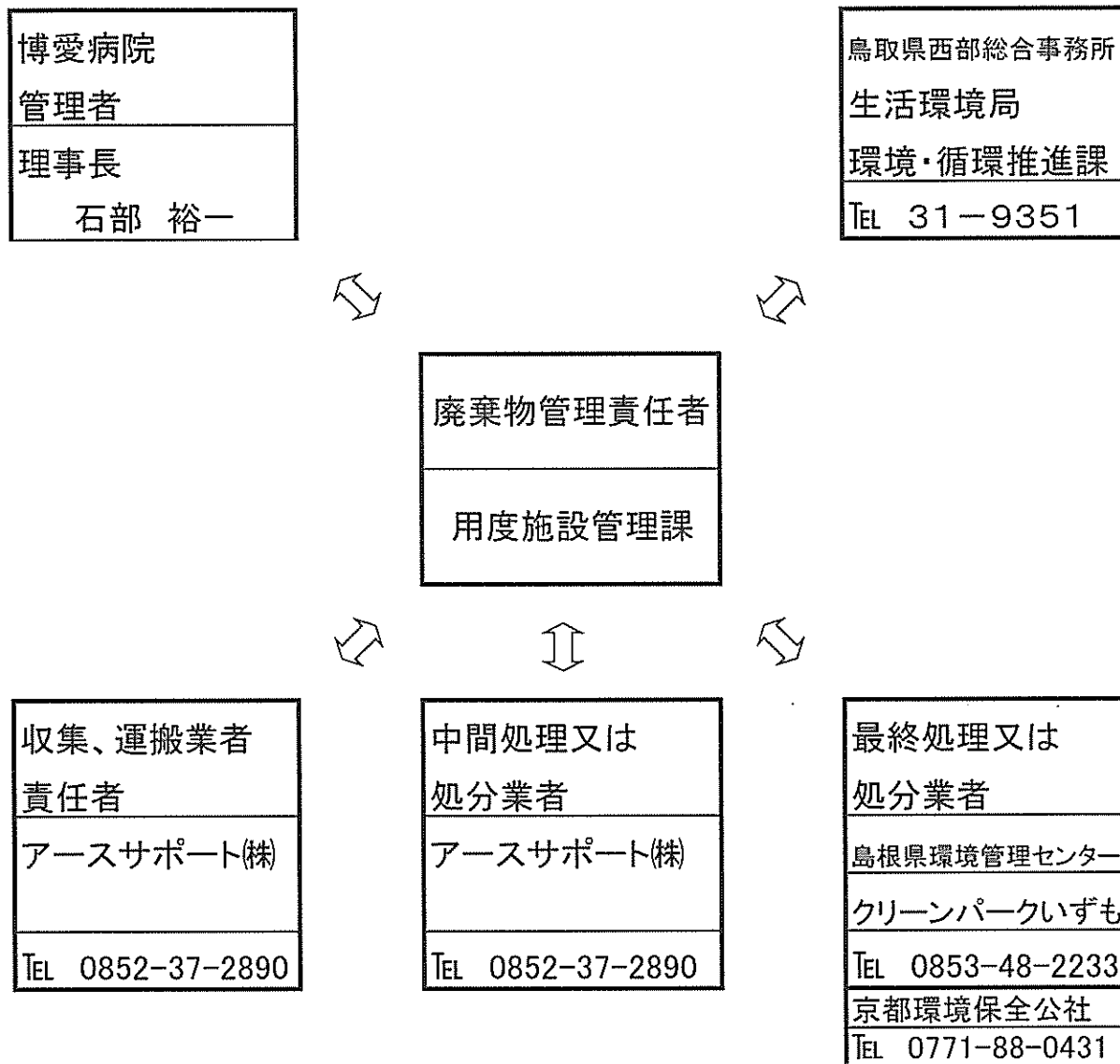
図2 処理フロー

管 理 項 目	処 理 の 概 要	
	発生場所	廃 棄 物 の 種 類
感染性廃棄物の発生状況	手術室	注射器、輸血器具、組織、ガーゼ、点滴セット
	病 室	注射器、シーツ、ガーゼ、おむつ、点滴セット
	外 来	注射器、輸血器具、組織、ガーゼ、点滴セット
	透析室	ダイアライザー及び回路、点滴セット、ガーゼ
	検査室	試験管(血液入り)
	X線室	ガーゼ、ディスポ手袋
分 別	固形状物(血液付着ガーゼ、血液付着注射筒等) 鋭利な物(注射針、メス等)	
梱 包	ペール容器(鋭利な物) ダンボール箱(固形状物)	
表 示	回収容器に記載(バイオハザードマーク 橙、黄)	



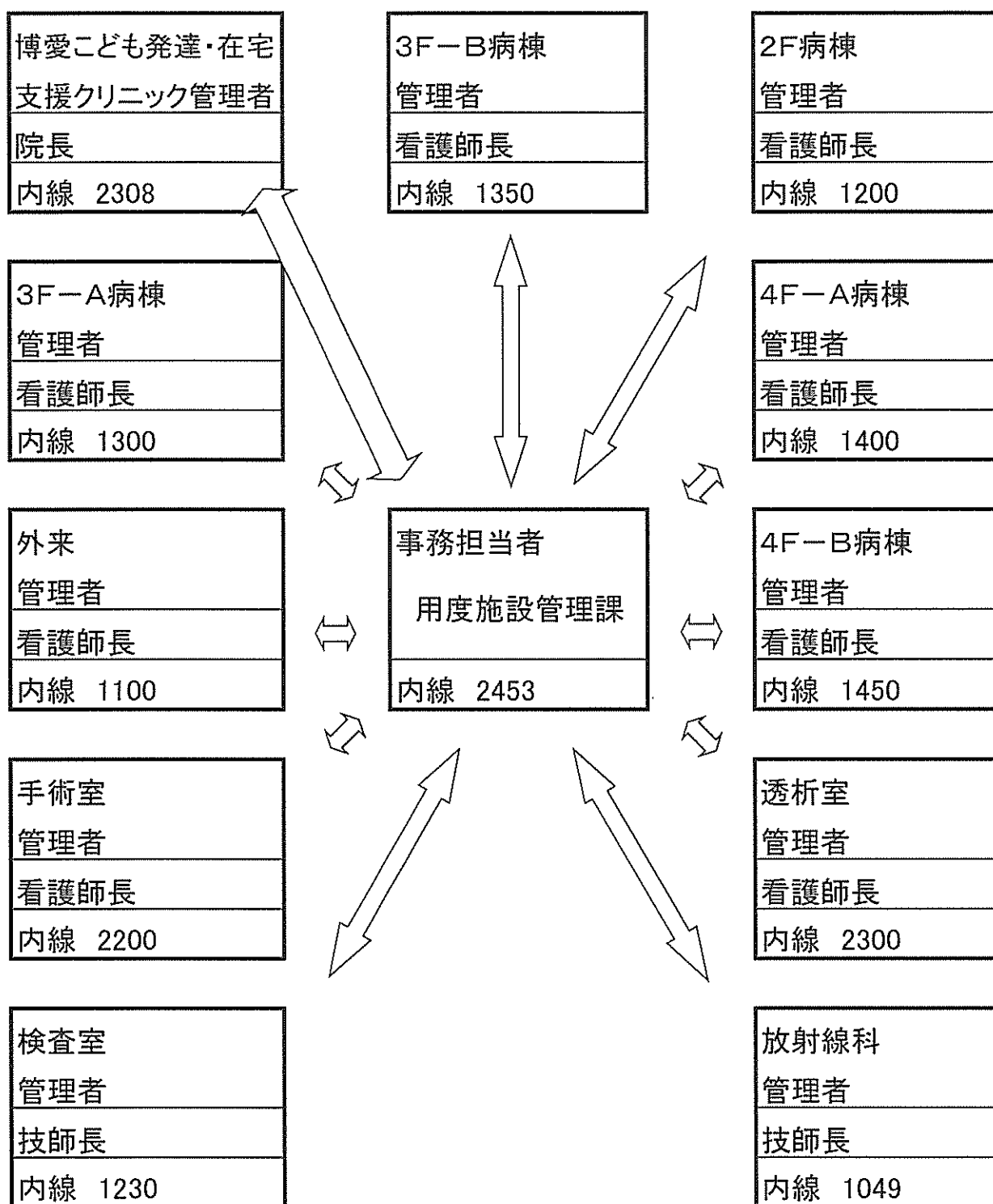
緊急時の連絡体制に関する事項

(別紙1)



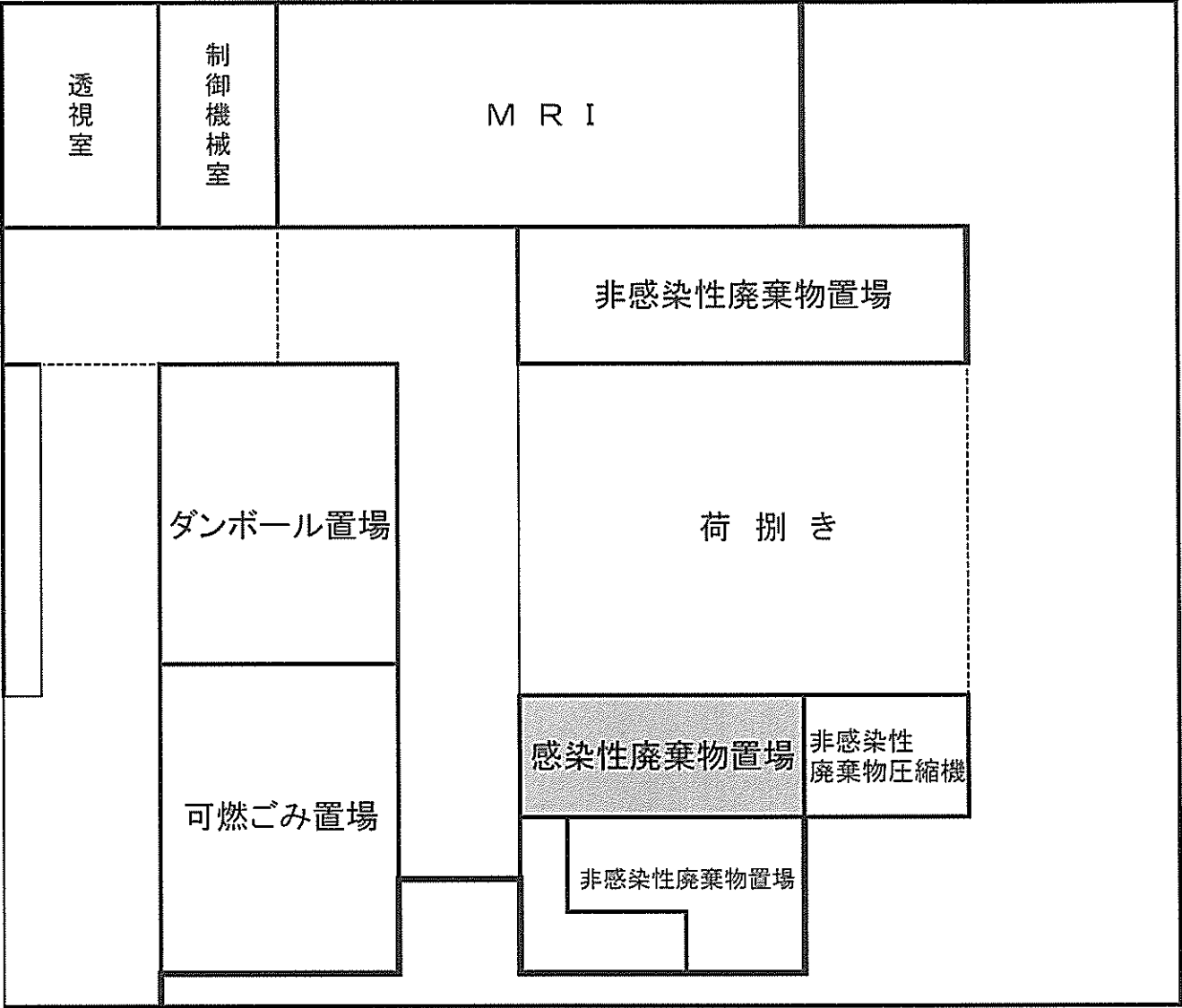
院内連絡体制に関する事項

(別紙2)



3. 保管方法に関する事項

(1)保管場所略図



(2)使用する容器等の材質・寸法

	ペール容器(20ℓ・50ℓ)	プラスチック袋	ダンボール箱
材 質	プラスチック	プラスチック	紙
寸 法	300mm×300mm×300mm(20ℓ) 300mm×415mm×550mm(50ℓ)	0.025mm×640mm×960mm	285mm×335mm×500mm

収集・運搬に関する事項

搬出量(令和5年度実績)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
ℓ	27,905	30,570	37,990	34,130	48,285	43,895

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ℓ	36,995	30,790	38,260	36,080	32,500	38,450

年間総搬出量(令和5年度実績)

435,850 ℓ
130.75

搬出量(令和6年度予定)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
ℓ	25,000	25,000	25,000	25,000	30,000	35,000

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ℓ	30,000	25,000	35,000	30,000	25,000	35,000

年間総搬出量(令和6年度予定)

345,000 ℓ
103.5 トン

※前年度を超えないように削減に努める。